

令和5年11月定例会 総務委員会（事前）

令和5年11月27日（月）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

眞貝委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。（10時31分）

直ちに議事に入ります。

これより当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の11月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（説明資料（その2））

- 報告第1号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分_の報告について
- 報告第3号 損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決_の処分_の報告について

【報告事項】

- 警察職員による情報漏えい等事案の発生及びその処分について

松林警察本部長

私からは、本年の治安情勢と主要施策の推進状況について報告いたします。

第1は身近な犯罪の抑止です。

本年10月末現在、刑法犯認知件数は2,192件、前年同期比プラス335件、検挙件数は934件、前年同期比マイナス25件という状況にあります。

また、高齢者をはじめとして幅広い年齢層で被害が広がっている特殊詐欺事件につきましては、被害件数が51件、被害額は約3億2,847万円と昨年同期に比べて被害額は約5.8倍となるなど、被害の発生に歯止めが利かない危機的な状況になっております。

特に、FXや暗号資産など投資を名目とした詐欺の被害額が増加しており、これらの被害を防止するため、先般、知事と共同で「ストップ！特殊詐欺被害！宣言！」を行い、県民の皆様に強力な注意喚起を図ったところでございます。

この宣言を皮切りに、引き続き、官民一体となった取組を推進し、特殊詐欺に遭わない・遭わせないという気運を醸成してまいります。

また、DVやストーカー、児童虐待事案等、事態が急展開して重大事件に発展する可能性が高い事案に対しましては、引き続き関係機関と連携の上、被害者の安全確保を最優先とした対応に努めてまいります。

第2は重要犯罪等の徹底検挙です。

殺人、強盗などの重要犯罪は、10月末現在、認知件数は28件、前年同期比プラス14件、検挙件数は19件、前年同期比プラス5件という状況にあります。

重要犯罪の具体的な事案としては、阿波市内で発生した殺人事件や徳島市内の交番において拳銃を奪おうとした強盗未遂事件を検挙したほか、SNSを悪用して女兒を連れ回したわいせつ誘拐事件や法改正後初適用となる不同意わいせつ事件などの凶悪事件を検挙したところであります。

年末を控えたこの時期は、更に重要犯罪等の発生が懸念されることから、12月1日から1月10日までの間、年末年始特別警戒を実施することとしており、金融機関、コンビニエンスストア等への立ち寄りや防犯団体と連携したパトロール活動を展開するなど、犯罪の未然防止に努めてまいります。

第3は交通死亡事故の抑止です。

交通事故死者数は、昨日現在22人と昨年に比べて4人増加しております。

本年発生の死亡事故の特徴としては、死者に占める高齢者の割合が高いこと、夜間歩行者の事故が多いことなどが挙げられます。

県警察では、本年12月10日から1月10日までの間実施される年末年始の交通安全県民運動において、交通安全キャンペーン等による高齢者の安全対策はもとより、飲酒運転や暴走行為、横断歩行者妨害等の悪質、危険な交通違反の取締りを強化してまいります。

第4は大規模災害、テロ等への対処です。

本年5月、石川県能登地方や千葉県南部で震度5強以上の地震が発生し、多くの方が被災するなど、大きな被害が出ました。

それ以降も、近畿、九州地方をはじめ、各地において地震が断続的に発生しており、本県においても、11月1日、紀伊水道を震源とする地震により県南で震度3の揺れが観測されるなど、地震に対する万全の準備の重要性を改めて強く認識したところであります。

引き続き、巨大地震をはじめとする自然災害に的確に対処することができるよう、自治体や関係機関と連携し、各種訓練を継続実施するなど対処能力の向上を図ってまいります。

第5は組織基盤の強化です。

近年、サイバー犯罪や特殊詐欺のような非対面型犯罪が高水準で推移しているなど、治安上の課題は一層複雑化しているところです。

県警察といたしましては、直面する諸課題に的確に対応するため、情勢の変化と組織の現状を俯瞰的に分析し、警察組織全体の最適化を図るためのリソースの再配分を含めた総合的な検討を進めているところでございます。

また、地域警察再編計画に基づく交番・駐在所の再編につきましては、県民の方々のニーズ等を踏まえながら着実に進めてまいります。

以上、本年の治安情勢と主要施策の推進状況について報告いたしました。

委員の皆様には、引き続き、警察活動に対する御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平岡首席監察官

私からは、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について御報告いたします。

総務委員会説明資料の3ページを御覧ください。

交通事故が2件です。

1件目は、阿南警察署員の運転する捜査用車両が自己が勤務する警察署以外の警察署駐車場において後退した際、駐車車両に衝突した事故で、賠償金額115万円で和解いたしました。

2件目は、本部会計課員の運転する公用車が県道を走行中、渋滞で停車していた車両に追突した事故で、賠償金額31万4,450円で和解いたしました。

次に、総務委員会説明資料の4ページを御覧ください。

捜査活動に伴う物損事故が1件です。

徳島名西警察署員が店舗内のトイレにおいて鑑識作業中、トイレの給水タンクの蓋を落下させて破損したもので、賠償金額8,415円で和解いたしました。

専決処分の報告は以上です。

引き続きまして、警察職員による情報漏えい等事案の発生及びその処分について御報告いたします。

本年11月10日、警察署勤務の男性警部補を職務上知り得た秘密の漏えい、捜査費の不適切執行、警察職員として不相応な借財及び不適切な交際を行った事実により免職の懲戒処分としました。

また、当時、関係部署の幹部であった警察官8名についても、監督責任としてそれぞれ所属長訓戒、本部長注意の内部処分としております。

事案は、当該警部補が令和2年10月頃から令和4年9月頃までの間、知人2名に対し、計36名分の業務上知り得た個人情報等をスマートフォンの通信アプリのメッセージ機能等を使用して漏えいし、令和元年12月頃から令和4年9月頃までの間、計11回、1万5,948円の捜査費を執行して、菓子折り等を購入して交付したにもかかわらず、交付先を偽って、交付していない第三者の氏名等を書類に記載し報告するなど、捜査費を不適正に執行し、警察職員として不相応な借財や不適切な交際を行ったものであります。

なお、同日、当該警部補を情報を漏えいした地方公務員法違反、捜査費を不適正に執行した虚偽有印公文書作成、同行使、詐欺の被疑者として徳島地方検察庁に書類送致いたしました。

職員によるこのような事案が発生したことは、警察職員として県民の信頼を大きく損ねるあるまじき行為で、県民の皆様に深くおわび申し上げます。

今後、全職員が警察職員としての規範意識の向上と倫理観のかん養に努め、職員一丸となって県民の信頼回復に向け、職務に取り組んでまいります。

私からの報告は以上です。

眞貝委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

井川委員

今、県警の警部補が情報を漏らしたとの報告がありました。今年、県警察において幹部職員による万引き事件や若手職員の飲酒運転等、いろいろと不祥事がございました。

報告の都度、再発防止に努めているとの答弁がなされておりましたが、この度は、現職警察官による情報漏えいが発覚しております。本当に警察官が信じられなくなる。そういうことで治安が維持できるのか、徳島県が維持できるのか、本当にゆゆしき問題であると思います。

警察は、捜査の必要上、個人情報をはじめ、あらゆる機密情報を扱います。情報収集や聞き込み捜査など、警察は県民の理解と協力がなければ、その責務を果たすことができないと考えます。この度の事案は、個人情報を取り扱う機関として県民の信頼を損なう、あってはならない事案となります。

私からは、今回の不祥事も含めて、幾つか質問させていただきたいと思います。

先ほど事案概要の報告がありましたが、特に情報漏えいについて、もう少し詳しく教えていただきたい。知人に漏らしたのとはどのような情報で、何のために教えたのか、被害者への影響、その後の捜査への影響はどうなったのか、具体的に教えていただきたいと思います。

横田監察課長

漏えいしました情報の内容と理由は何か、また、被害者の影響や捜査等への影響はどのようなものだったかの御質問でございます。

情報を漏えいした相手は、男性の知人と女性の知人各1名でございます。

男性の知人には、特定の個人について、住所、生年月日、犯罪歴、被害届提出の有無等、一方、女性の知人には、特定の個人について、住所及び生年月日の一部、関わっていた捜査の予定等を漏えいしております。

漏えいした理由としては、男性の知人とは長期にわたる交際があり、この知人の依頼を受け、情報を軽い気持ちで漏えいしたものです。また、女性の知人とは数年来の知り合いで、知人に関係する人物の個人情報を自発的に軽い気持ちで漏えいしたものです。

個人情報等を漏えいされたことによる捜査への実害はなく、情報が悪用された事実も確認されておりません。また、当該職員らのスマートフォンに残っていた漏えいした情報につきましては削除済みであり、必要と認められる被害者の方々に対しましては、事情を説明して謝罪を行っております。

井川委員

情報漏えいによる被害はなかったと聞こえたのですが、漏らされた被害者からすれば、何を勝手に漏らすのかと疑いを持つだろうし、そもそも、職員の勤務態度や私生活上の問題等があれば、組織として事前に把握し、策を講じるべきではなかったのかと思います。

この職員に前兆的な言動や他職員からの風評等はなかったのか。また、今回の事案に至った原因は何なのか、教えていただきたいと思います。

平岡首席監察官

当該職員につきましては、勤務態度に特に問題がなかったものと把握しております。

また、組織として、私生活の面も含め、前兆的な言動や他の職員からの風評等も聞知することはなかったものであります。

今回の事案に至った原因としては、当該職員において、警察職員としての自覚や規範意識が欠如していたものと考えております。

また、幹部職員による業務管理、身上把握、指導が十分であったとは言えず、高い職務倫理を保持するための指導、教養も徹底できていなかったものと受け止めております。

こうした原因を踏まえまして、再発防止対策として、通達、教養資料の発出、全警察署幹部職員に対する巡回教養、捜査費の執行方法の改善、本部によります業務監査の強化、不正照会及び情報漏えいの防止に向けた管理方法の徹底、随時検証などに取り組んでいるところでございます。

県警察といたしましては、所属幹部をはじめ、全職員に対し、業務上決められた基本やルールを遵守した適正な職務執行を徹底させる所存でございます。

さらに、職員一人一人の心に響き、身につまされるような職務倫理教養等の実施により、規律の振粛を一層図るなど再発防止に努めてまいります。

井川委員

今の答弁では、職員の勤務態度に問題はなかった、前兆的な言動やうわさもなかったということでございます。

この職員は、長年にわたり、職務上知り得た情報を漏えいしたとのことでありまして、そもそも根本的なところで、県警本部自体の業務管理に何か問題があったのではないかと疑われても仕方がないと思います。

特に、捜査情報を多く取り扱う刑事部門において、その情報の取扱いについて、どのように考えているのか、刑事部長にお伺いしたいと思います。

高橋刑事部長

冒頭に委員からもありましたように、県警察では、犯罪捜査や運転免許関係など個人情報等、機密性が極めて強いセンシティブな情報を取り扱っているところであります。

こうした情報は、当然私服で勤務する刑事部門のみならず、交番で勤務する制服警察官等も広く取り扱うものでありますから、当然、こういう情報を取り扱うことの重要性に対する教養であるとか、また、システムを取り扱う者に対するアクセス権の付与であるとか、これを限定的な者に限るなどの対策を講じてきたところであります。

ただ、こういうことをしながらも繰り返してきたではないかというお叱りであります。この情報漏えいを受けまして、新たに、先ほど首席監察官からも規定の改正とありましたけれども、具体的には、規定を改正したことにより、システムを扱えるアクセス管理者やアクセス権を更に限定的にするとか、また、照会をしましたら、こういう照会したという決裁を受けておりますけれども、更に上位幹部の複数のチェックを受けるとか、そういう対策を講じてまいりたいと考えております。

なお、こうした対策も形骸化してしまえば意味がないと考えております。警察が保有する情報の重要性について更に教養を深めてまいりたい。初任科生が毎年のように警察学校に入ってまいりますので、教養を継続的に続けていく、さらには、生体認証等のハード

的な対策を強化して、ハード、ソフトの両面でやっていく、更に継続的な取組を続けていくというのが、我々幹部に求められるものだと考えておりました、引き続き、情報漏えい、情報管理の徹底に努めてまいりたいと考えております。

井川委員

冒頭に説明を受けたとおり、今年、飲酒運転や万引きなど警察における不祥事が多いと感じます。今年に入って、どの程度の処分事案が発生しているのか。また、ここ数年と比較してどれくらい発生しているのか、隠さず教えていただきたいと思っております。

横田監察課長

処分事案の件数と過去との比較についての御質問でございます。

令和5年1月から本日までの間、懲戒処分した件数につきましては、免職が3件3名、停職が1件1名、減給が1件1名の合計5件5名でございます。

過去5年間、平成30年1月から令和4年12月までの間における処分件数は、平成30年から令和2年までの3年間は処分がございませんでしたが、令和3年に1件1名減給、令和4年に1件2名減給と戒告の懲戒処分を行っております。

また、懲戒処分に至らない監督上の措置につきましては、今年1月から本日までの間、10件20名に対し措置を行っております。

これに関しまして過去5年間、平成30年1月から令和4年12月までの間における措置件数につきましては、平成30年が6件9名、令和元年が5件5名、令和2年が4件4名、令和3年が7件8名、令和4年が12件18名という状況となっております。

今年懲戒処分、監督上の措置いずれにつきましても、近年で最も多く発生しているものでございます。

井川委員

今年5件もの懲戒処分事案が発生して、懲戒処分に至らないものもかなり増加しているということでございます。

警察の信用回復のためには、再発防止を図っていただくのは当然であります。発生した不祥事に対しては、今回のように事件捜査を徹底し、やるべきことをしっかりと果たしていくべきと考えます。

最後に本部長に伺いたいと思っております。今回の処分等、どのように受け止め、今後どのように本部長として対策していくのか、聞かせていただきたいと思っております。

松林警察本部長

懲戒処分、監督上の措置がいずれも、近年で最も多い発生となっておりますことについて、本部長としても重く受け止めています。

一連の事案を踏まえ、改めて全職員に対し、公私にわたり警察職員としての倫理観を保持するよう指導したところであります。

今後、県警察を挙げて、非違事案防止に向けた取組を推し進め、県民の信頼回復に努めてまいります。

井川委員

何度も言いますが、警察に信用がなくては治安が保てないというか、我々も本当に何を信じてやっていけばいいかわからない。とにかく頑張ってくださいと思います。

治安維持は県警の使命でもあり、県民の安心・安全の確保のために、県警職員一丸となって全力を尽くしていただきたいと思います。是非ともよろしくお願いします。

井下委員

先ほど、本部長からも御答弁いただきましたので、不適正事案の根絶に努めていただきたいと思います。

今回の処分事案では、井川委員が質問された情報漏えいのほか、捜査費の不正利用というのでもございました。今年度は監査委員として、幾つか警察署に行っておりますので、その辺も含めてお話をさせていただきます。

警察が執行する捜査費は当然公金でございます。執行の手続は厳格に定められているものだと認識しておりますが、今回、捜査協力者への謝礼などと偽って、数人の知人にお菓子等を交付したという報告内容から、捜査員の裁量で会計書類のつじつま合わせが簡単にできてしまうのではないかという印象を受けました。

そもそも捜査費の額とか使い方については、一般的に、僕らもそうですが、余り知りません。その中で、具体的に捜査費は捜査協力者に対してどのように使用されるものなのか。捜査に関する執行数が多いであろう刑事部門の方の御答弁をお願いします。

高橋刑事部長

捜査費がどのようなものかという概略的な話です。

捜査費は、その名前のおり、我々捜査員が捜査活動に要する経費でございます。一般的に情報提供者に対する謝礼金、また、捜査員が日常的にいろいろな捜査活動に使用する交通費、また、協力者に対する簡単な手土産、そういうものを含めて捜査活動経費として活用しているものです。

今、具体的な話を申し上げましたけれども、捜査費は現金経理で、会計的には特殊な経理であります。緊急性であるとか、秘匿性を有する場合に、個々の警察官、一定の場合は幹部の指揮を受け、そういう形で執行しているという経費になります。

井下委員

大げさなのかもしれませんが、今、御答弁いただいたように秘匿性、機密性が高いのかなと思いました。

個人的には、当然必要な経費ではないかと認識しております。その上でお話にありましたように、使い方によっては、精算方法が異なったり、捜査上の秘密を守らないといけないときもある。その中で何もかもオープンにすると今後の捜査や協力に支障が起きてしまうことは理解しています。

だからといって、巧妙に偽装された会計書類は、書面上の監査だけではなかなか不正を見抜くことは難しい。信頼関係がベースになっているように思います。

今回の不祥事では、同じように管理監督責任を問われて、当時の上司が8名も処分を受

けておりますが、上司や幹部職員の方は、捜査員が捜査費を使った後には、会計書類の確認をしたり、情報提供の内容、結果の報告を受けるなどをしていると聞きました。今回の件では、その際に詳しい聞き取りを怠っていたなど、業務管理の在り方に問題があったのではなかったのかと思います。

今回処分を受けた職員が会計書類を偽造したからといって、部下が作成した書類の内容と報告内容をしっかりと擦り合わせて見極めていけば、全部で4年前から始まっていたということなので、もっと早い段階で不正を見抜いていたのではないかとも思っています。

何度も言いますが、部下を信頼して任せることは大事なことです。信頼して任せることと必要な確認をしないことは全く別の話です。今後、同じような不祥事を発生させないためには、より一層、上司や幹部の方の業務管理の在り方を見直す必要があるように思いますが、これについてどのように思いますか。

高橋刑事部長

監査委員である井下委員からの御指摘であります。

当然、捜査費は公金でありまして、適正利用はもとより不適正利用が警察に対する信用を失うということにつながるということでもあります。

捜査費の経理につきましては、会計検査院、県の監査委員、また部内監査で警察庁や県の監査を受けているところでもあります。こうした監査では会計書類の突合であるとか捜査員の聞き取りという形で行っているということでもあります。

今回の事案においては、関係書類に特段の瑕疵^{かし}はなかったもので、冒頭^{かし}に委員からつじつまという話がありましたけれども、そのとおりでありまして、書類上に瑕疵^{かし}はなかったということでもあります。

また、平岡首席監察官の答弁にありましたとおり、本人はこれまでの勤務上、特段の指摘はなかったところでもあります。ただその背景として、交際の問題も出ましたけれども、より踏み込んだ身上把握といったものも必要だったのではないかと考えております。こういうことを徹底していれば、未然防止も可能であったのではないかと反省をしているところです。

これら不正経理の防止は、これまでも申し上げてきましたけれども、会計部門との更なる連携は当然であります。今、委員からありましたように業務管理であるとか本人の身上把握というものは、会計経理とは直接関係のないものかもしれませんが、我々は幹部としてチェックしなければならないということでもあります。

こうした対策によって、本県においては、記憶の範囲ですけれども、会計経理の不適正事案は多分初めてではないかと思っております。引き続き、適正な執行を心掛ける教養であるとかチェック機能の強化をしなければならないと思っております。

その一方で、余り対策を強化することによって、捜査員個人が身銭^{しゆん}を切るという表現が適正かどうか分かりませんが、捜査費の執行を逡巡^{しゆん}するようなことがあってはいけないので、バランスが取れた対策に努めてまいりたいと思っております。

井下委員

おっしゃるとおりだと思います。今回、件数と金額を見ると、1回喫茶店でコーヒーを飲んだような感じのものもあると思います。どこまできっちり報告して確認してやらない

といけないかというところがあると思います。ここまでやってくださいとなかなか言いづらいところもあるのですが、おっしゃるとおり、信頼関係がベースに当然あってしかるべきだと思いますし、チェック機能もやり過ぎる必要もないと思います。矛盾しているかもしれませんが、すごく難しいことだと思っております。

一昔前ならという話なのかもしれませんが、今の時代にそぐう、県民の皆様の理解を得るというのは、例えばさっきも言った喫茶店でコーヒーを飲んでいる、それもあかんよと言う人もおるかもしれないですけども、当然、捜査の中で必要なことは、僕はどんどんやるべきだと個人的には思っています。

財政的な理由で捜査が進まないということがあってはならないことだと思っております。しっかりした仕組みとルール、さっきも言った信頼関係を含めて、そのところをどうやっていくのかを警察の中で議論していただかなければならないと思います。こういうことがあってはならないと思いますが、しっかりとできるのであれば、どんどんルールに沿って捜査を進めていただくほうが、僕ら県民としても有り難いと思っております。仕組みづくりについては、これからしっかり議論していただきたいなと思っております。

先ほど井川委員からもありましたが、今年はちょっと多いということでございますが、私の子供の同級生でPTAをやっている警察官の方もたくさんいて、皆さんほとんどの方が真面目に職務を遂行してくれております。やはり、我々もそうですが、警察官の方は、一つのことでより厳しい視点で見られるということを自覚していただいておりますが、改めてそういった目線から仕組みについてもしっかりと作っていただきたいと思っております。頑張ってください。

扶川委員

今の点で、こういう問題が起きたときに、よく再発防止のために規律を徹底するという話をされるわけです。技術的にできないようにする仕組みを作ると、犯罪を犯してしまって処分される人も出ないわけですから、そこを徹底的に工夫することが非常に重要だと思います。人間ですから、過ちを犯すこともあるわけで、そうしないように予防してあげることも大事なのではないかと思います。

今、井下委員もおっしゃっていた話で気になることがあったのです。

物を渡したりするときに誰に渡したという記録は残すわけでしょう。残した記録は上司の人が確認するわけでしょう。渡した時点は一人なんですか。捜査というのはチームでやるのではないですか。そのあたりがよく分からなかった。もし、複数の人が関わっているのであれば、その方が意見すればいいわけで、完全に単独でやる仕組みになっているのか、ちょっと教えてください。

高橋刑事部長

単独で捜査費を執行するか否かであります。

当然、いろいろなケースがございますので、単独で接触する場合もあれば、複数で接触する場合もあります。様々でありますので一概的に申し上げることができませんけれども、複数で接触する場合には捜査経費の執行も含めて、複数で確認するということは、書面上明らかであります。当然、単独で執行するということもあります。

扶川委員

複数で執行したものについては比較的安心だろうと思います。そういうものではない単独で執行したものについては特に着目して、それは本当に相手に渡したのかというところまできちんとチェックする仕組みを作らないといけない。

それから、先ほど身上の把握ということもおっしゃいましたけれども、仲間同士の相互監視みたいなことをやったら、いやらしいですけども、お互いに事故を起こさないために、お互いに規律を高め合う風潮が日頃の付き合いや研修から作られていくものだと思います。そもそも遡って警察学校からそういったものが徹底されていれば、大分抑止できると思います。継続的にそういった問題が起こる前に、予防的に研修を続けていく、体制を作っていくことが必要だと思うのですがどうですか。

平岡首席監察官

捜査費の関係でございます。

単独執行する場合又は複数で執行する場合がございます。

今回の不適正事案を受けまして、執行については、原則、複数での執行ということで変えております。今回の事案につきましても、執行した後、幹部によります書類のチェック又は聞き取り等も実施しておったところでございますが、それでも今回の不適正執行が分からなかったということで、今回の事案を受けまして、原則、捜査員2名以上と、複数での執行に変えております。

また、身上把握につきましては、これまでも継続して指導しておりますが、今回の事案を受けまして、私以下関係部署の者が警察署や本部で巡回指導を行っております。

その中で、相互監視ではございませんけれども、ちょっとした気付き等があった段階で、早い段階で上司又は本部に報告して、早め早めで対応をとりたいということも頼んでまいっております。今後、そういうようなことを進めながら再発防止に努めてまいりたいと考えております。

扶川委員

それから、警察官のほうで一生懸命ガードしても、義理に絡められたり、借財とかそういうものがあって弱みを見せてしまったりすると、そこから情報を聞き出そうとするようなけしからん人も出てくるわけです。

よく分からないのですけれども、個人情報を意図的に聞き出そうとした人側は何も責められないのですか。

平岡首席監察官

今回の情報漏えい事案で、知人のうちの1名につきましては、先ほど監察課長から答弁させていただいたとおり、知人から依頼を受けておりますので、この警部補を徳島地方検察庁に書類送致した同日に、その知人につきましても、そそのかしの事実により送致しております。

扶川委員

藍住でも事件がありましたけれども、手に入れた人間も罪になるんだということを予防的に県民に周知する。知っていただくことで不用意なことをしなくなるという効果もありますので、そういう啓発活動も必要ではないかと思います。どういう機会があるか分かりませんが、それも必要ではないかと思いますがどうですか。

平岡首席監察官

委員の御指摘のとおり、今後、そういうような啓発活動ができる場を考えながら周知してまいります。

眞貝委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時12分）